

那覇市公報

第 1 5 7 1 号

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市総務部総務課

目 次

◇ 告 示 ◇

○那覇市歴史博物館観光券観覧料の収納事務委託について(博物館)	198
○那覇市歴史博物館観覧料の収納事務委託について(博物館)	198
○那覇市立壺屋焼物博物館の観光券観覧料の収納事務委託について(博物館) ..	199
○那覇市立壺屋焼物博物館の観覧料等の徴収事務委託について(博物館)	199
○随意契約の公表について(クリーン推進課)	200
○平成 23 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号） （国保長寿医療課）	200
○平成 23 年度那覇市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号） （国保長寿医療課）	202
○平成 24 年度那覇市国民健康保険事業特別会計予算(国保長寿医療課)	203
○平成 24 年度那覇市後期高齢者医療特別会計予算(国保長寿医療課)	206
○平成 23 年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号） （ちゃーがんじゅう課）	207
○平成 23 年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号） （ちゃーがんじゅう課）	208

◇ 上下水道局告示 ◇

○那覇市排水設備指定工事店の異動について	209
○那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について	210

告 示

那覇市告示第 18 号

平成 24 年 4 月 9 日

掲 示 済

那覇市歴史博物館観光券観覧料の収納事務委託について

標記の件について、地方自治法施行令第 158 条第 2 項及び那覇市会計規則第 34 条第 2 項により告示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- | | |
|-----------|----------------------------------|
| 1 委託事務の名称 | 那覇市歴史博物館観光券観覧料収納事務委託 |
| 2 受託者の住所 | 那覇市牧志 2 丁目 1 - 4 |
| 3 受託者の名称 | 社団法人那覇市観光協会
会長 佐久本 武 |
| 4 委託期間 | 平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日 |

那覇市告示第 19 号

平成 24 年 4 月 9 日

掲 示 済

那覇市歴史博物館観覧料の収納事務委託について

標記の件について、地方自治法施行令第 158 条第 2 項及び那覇市会計規則第 34 条第 2 項により告示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- | | |
|-----------|----------------------------|
| 1 委託事務の名称 | 那覇市歴史博物館観覧料収納事務委託 |
| 2 受託者の住所 | 那覇市松尾 1 - 1 - 2 |
| 3 受託者の名称 | 株式会社 流通アシスト
代表者 崎 山 用 升 |
| 4 委託期間 | 平成24年4月1日～平成25年3月31日 |

那覇市告示第 20 号

平成 24 年 4 月 10 日

掲 示 済

那覇市立壺屋焼物博物館の観光券観覧料の収納事務委託について

標記の件について、地方自治法施行令第 158 条第 2 項及び那覇市会計規則第 34 条第 2 項により告示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- | | |
|-----------|----------------------------|
| 1 委託事務の名称 | 壺屋焼物博物館観光券観覧料収納事務委託 |
| 2 受託者の住所 | 那覇市牧志 2 丁目 1－4 |
| 3 受託者の名称 | 社団法人那覇市観光協会
会長 佐久本 武 |
| 4 委託期間 | 平成24年 4 月 1 日～平成25年 3 月31日 |

那覇市告示第 21 号

平成 24 年 4 月 10 日

掲 示 済

那覇市立壺屋焼物博物館の観覧料等の徴収事務委託について

標記の件について、地方自治法施行令第 158 条第 2 項及び那覇市会計規則第 34 条第 2 項により告示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- | | |
|-----------|----------------------------------|
| 1 委託事務の名称 | 那覇市立壺屋焼物博物館の観覧料及び図録販売代金の
徴収事務 |
| 2 受託者の住所 | 那覇市上之屋 1－10－3 |
| 3 受託者の名称 | 合資会社日清ビル管理
無限責任社員 上 原 清 報 |
| 4 委託期間 | 平成24年 4 月 1 日～平成25年 3 月31日 |

那覇市告示第 23 号

平成 24 年 4 月 13 日

掲 示 済

随意契約の公表について

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に基づき随意契約を行うので、那覇市契約規則第 21 条第 2 項の規定により次のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

契約を締結する前

契約内容（役務の名称及び数量）	花壇草花植栽維持管理業務委託
契約相手方の決定方法又は選定基準	以下の条件をすべて満たすことを要する。なお、団体等が複数ある場合は見積書を徴し最も低いものと契約する。 1 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に 規定する団体等であること。 2 本市内に拠点を有し、業務の円滑な履行が可能であること。 3 本市在住の障害者の自立・自助支援を展開し組織的な支援活動を行っている法人組織の福祉団体であること。 4 本市と契約実績あり、且つ当該履行状況が良好であること。
申請方法	1 見積書提出(平成 24 年 5 月 18 日(金)まで)
契約担当課	環境部クリーン推進課 (889-3567)

* 詳細は契約担当課までお問い合わせください。

那覇市告示第 33 号

平成 24 年 5 月 1 日

平成 24 年（2012 年）2 月那覇市議会定例会で議決された平成 23 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 23 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）

平成 23 年度那覇市の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 650,062 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 41,906,383 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		千円 6,402,065	千円 6,300	千円 6,408,365
	1 国民健康保険税	6,402,065	6,300	6,408,365
2 使用料及び手数料		9,700	△1,000	8,700
	1 手数料	9,700	△1,000	8,700
3 国庫支出金		14,413,466	240,850	14,654,316
	1 国庫負担金	8,984,174	△57,386	8,926,788
	2 国庫補助金	5,429,292	298,236	5,727,528
4 療養給付費等交付金		1,570,386	1,231	1,571,617
	1 療養給付費等交付金	1,570,386	1,231	1,571,617
6 県支出金		1,984,103	△100,125	1,883,978
	1 県補助金	1,594,051	△17,267	1,576,784
	2 県負担金	390,052	△82,858	307,194
7 共同事業交付金		6,927,506	△427,056	6,500,450
	1 共同事業交付金	6,927,506	△427,056	6,500,450
9 繰入金		3,481,324	25,151	3,506,475
	1 他会計繰入金	3,481,323	25,151	3,506,474
10 繰越金		2	△2	0
	1 繰越金	2	△2	0
11 諸収入		4,284,043	△395,411	3,888,632
	1 延滞金加算金及び過料	3,655	△845	2,810
	3 雑入	4,244,387	△394,566	3,849,821
歳 入 合 計		42,556,445	△650,062	41,906,383

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 702,115	千円 △13,327	千円 688,788
	1 総務管理費	514,730	△8,046	506,684
	2 徴税費	110,416	△3,068	107,348
	4 収納率向上特別対策事業費	40,773	△1,453	39,320
	5 医療費適正化特別対策事業費	35,567	△760	34,807
2 保険給付費		25,118,170	30,027	25,148,197
	1 療養諸費	21,541,042	72,414	21,613,456
	2 高額療養費	3,215,830	△20,777	3,195,053
	4 出産育児諸費	351,296	△21,010	330,286
	5 葬祭諸費	10,000	△600	9,400
3 後期高齢者支援金等		4,601,639	0	4,601,639
	1 後期高齢者支援金等	4,601,639	0	4,601,639
6 介護納付金		2,083,340	0	2,083,340
	1 介護納付金	2,083,340	0	2,083,340
7 共同事業拠出金		7,033,697	△945,144	6,088,553
	1 共同事業拠出金	7,033,697	△945,144	6,088,553
8 保健事業費		313,107	△23,159	289,948
	1 特定健康診査等事業費	238,792	△17,371	221,421
	2 保健事業費	74,315	△5,788	68,527
10 諸支出金		113,817	301,541	415,358
	1 償還金及び還付加算金	63,113	301,542	364,655
	2 繰出金	50,704	△1	50,703
歳 出 合 計		42,556,445	△650,062	41,906,383

那覇市告示第 34 号

平成 24 年 5 月 1 日

平成 24 年（2012 年）2 月那覇市議会定例会で議決された平成 23 年度那覇市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成23年度那覇市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

平成23年度那覇市の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,997千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,586,587千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		千円 2,024,379	千円 △10,056	千円 2,014,323
	1 後期高齢者医療保険料	2,024,379	△10,056	2,014,323
3 繰入金		543,642	59	543,701
	1 一般会計繰入金	543,642	59	543,701
歳 入 合 計		2,596,584	△9,997	2,586,587

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		千円 2,557,154	千円 △9,997	千円 2,547,157
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	2,557,154	△9,997	2,547,157
歳 出 合 計		2,596,584	△9,997	2,586,587

那覇市告示第35号

平成24年5月1日

平成24年（2012年）2月那覇市議会定例会で議決された平成24年度那覇市国民健康保険事業特別会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 24 年度那覇市国民健康保険事業特別会計予算

平成 24 年度那覇市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 41,965,473 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）保険給付費及び保健事業費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険税		千円
		6,416,521
	1 国民健康保険税	6,416,521
2 使用料及び手数料		8,700
	1 手数料	8,700
3 国庫支出金		14,122,251
	1 国庫負担金	8,633,091
	2 国庫補助金	5,489,160
4 療養給付費等交付金		2,313,572
	1 療養給付費等交付金	2,313,572
5 前期高齢者交付金		3,487,972
	1 前期高齢者交付金	3,487,972
6 県支出金		2,554,126
	1 県補助金	2,119,452
	2 県負担金	434,674
7 共同事業交付金		7,495,812
	1 共同事業交付金	7,495,812
8 財産収入		2
	1 財産運用収入	2
9 繰入金		3,546,294
	1 他会計繰入金	3,546,293
	2 基金繰入金	1
10 諸収入		2,020,223
	1 延滞金加算金及び過料	3,010
	2 預金利子	1
	3 雑入	2,017,212
歳 入 合 計		41,965,473

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 708,564
	1 総務管理費	518,350
	2 徴税費	114,725
	3 運営協議会費	636
	4 収納率向上特別対策事業費	40,611
	5 医療費適正化特別対策事業費	34,242
2 保険給付費		25,723,422
	1 療養諸費	22,114,520
	2 高額療養費	3,270,389
	3 移送費	2
	4 出産育児諸費	330,286
	5 葬祭諸費	8,225
3 後期高齢者支援金等		5,069,112
	1 後期高齢者支援金等	5,069,112
4 前期高齢者納付金等		5,992
	1 前期高齢者納付金等	5,992
5 老人保健拠出金		58,373
	1 老人保健拠出金	58,373
6 介護納付金		2,270,008
	1 介護納付金	2,270,008
7 共同事業拠出金		7,233,744
	1 共同事業拠出金	7,233,744
8 保健事業費		357,048
	1 特定健康診査等事業費	283,447
	2 保健事業費	73,601
9 基金積立金		1
	1 基金積立金	1
10 諸支出金		45,883
	1 償還金及び還付加算金	42,881
	2 繰出金	2
	3 指定公費の立替	3,000
11 予備費		493,326
	1 予備費	493,326
歳 出 合 計		41,965,473

那覇市告示第 36 号

平成 24 年 5 月 1 日

平成 24 年（2012 年）2 月那覇市議会定例会で議決された平成 24 年度那覇市後期高齢者医療特別会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成24年度那覇市後期高齢者医療特別会計予算

平成24年度那覇市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,624,389千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		千円 2,069,325
	1 後期高齢者医療保険料	2,069,325
2 使用料及び手数料		201
	1 手数料	201
3 繰入金		549,696
	1 一般会計繰入金	549,696
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		5,166
	1 延滞金、加算金及び過料	51
	2 償還金及び還付加算金	5,050
	3 預金利子	1
	4 雑入	64
歳 入 合 計		2,624,389

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 30,553
	1 総務管理費	19,284
	2 徴収費	11,269
2 後期高齢者医療広域連 合納付金		2,588,785
	1 後期高齢者医療広域連合 納付金	2,588,785
3 諸支出金		5,051
	1 償還金及び還付加算金	5,050
	2 繰出金	1
歳 出 合 計		2,624,389

那覇市告示第 37 号

平成 24 年 5 月 1 日

平成 24 年（2012 年）2 月那覇市議会定例会で議決された平成 23 年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成23年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

平成 23 年度那覇市の介護保険事業特別会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 798,985 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 19,239,829 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 介護保険料		千円 2,898,281	千円 △42,411	千円 2,855,870
	1 介護保険料	2,898,281	△42,411	2,855,870

3 国庫支出金		4,381,195	195,714	4,576,909
	1 国庫負担金	3,131,433	130,289	3,261,722
	2 国庫補助金	1,249,762	65,425	1,315,187
4 支払基金交付金		5,105,940	250,993	5,356,933
	1 支払基金交付金	5,105,940	250,993	5,356,933
5 県支出金		2,643,519	111,936	2,755,455
	1 県負担金	2,403,233	143,728	2,546,961
	3 県補助金	240,285	△31,792	208,493
6 財産収入		2,359	1,931	4,290
	1 財産運用収入	2,359	1,931	4,290
7 繰入金		3,020,069	280,822	3,300,891
	1 他会計繰入金	2,696,420	97,355	2,793,775
	2 基金繰入金	323,649	183,467	507,116
歳 入 合 計		18,440,844	798,985	19,239,829

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 707,162	千円 △37,612	千円 669,550
	1 総務管理費	447,707	△24,380	423,327
	3 介護認定審査会費	232,689	△13,232	219,457
2 保険給付費		16,866,071	843,318	17,709,389
	1 介護サービス等諸費	15,572,842	788,842	16,361,684
	2 介護予防サービス等諸費	1,270,288	53,595	1,323,883
	3 その他諸費	22,941	881	23,822
4 基金積立金		223,739	1,931	225,670
	1 基金積立金	223,739	1,931	225,670
5 地域支援事業費		529,807	△8,652	521,155
	1 介護予防事業費	153,746	△6,481	147,265
	2 包括的支援事業・任意事業費	376,061	△2,171	373,890
歳 出 合 計		18,440,844	798,985	19,239,829

那覇市告示第 38 号

平成 24 年 5 月 1 日

平成 24 年（2012 年）3 月那覇市議会臨時会で議決された平成 23 年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成23年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

平成 23 年度那覇市の介護保険事業特別会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

第1表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 総務費			千円 13,199
	1 総務管理費		13,199
		一般事務費	13,199
合	計		13,199

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第1号

平成 24 年 4 月 5 日
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市下水道条例第16条第2項の規定に基づき、異動があるので、次のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 宮 里 千 里

異 動

指定（登録）番号	第 244 号
指定工事店名	株式会社 饒波工務店
営業所所在地	沖縄市南桃原2丁目25番10号
代表者名	饒波 秀美
指定の有効期間	平成22年4月1日～平成27年3月31日
異動年月日	平成23年12月28日
異動事由	代表者の変更

指定（登録）番号 第 391 号
 指定工事店名 有限会社 協建
 営業所所在地 中頭郡中城村字伊舎堂 351 番地
 代表者名 當眞 榮一
 指定の有効期間 平成 23 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日
 異動年月日 平成 24 年 2 月 1 日
 異動事由 所在地の変更

指定（登録）番号 第 260 号
 指定工事店名 有限会社 山水設備工業
 営業所所在地 島尻郡南風原町字兼城 306 番地 15
 代表者名 下地 重信
 指定の有効期間 平成 22 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日
 異動年月日 平成 24 年 3 月 23 日
 異動事由 所在地の変更

那覇市上下水道局告示第 2 号
 平 成 2 4 年 4 月 1 2 日
 掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第 10 条第 1 号の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者
 上下水道局長 宮 里 千 里

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者名簿追加

登録 番号	事 業 者	事 業 所 の 所 在 地	代 表 者	指定年月日
400	有限会社 当間産業	南城市大里字仲間 622 番地 1	玉城 和彦	平成 24 年 4 月 9 日